

労働基準広報 2016 No.1909

12/11

CONTENTS

特集 育児・介護休業法の改正について ————— 6

育児休業の対象となる子の範囲の拡大や 介護休業の分割取得など多岐にわたる改正

平成28年3月29日に可決・成立し、同月31日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、育児・介護休業法が改正された。育児・介護休業法の改正の主な柱は、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、有期契約労働者の育児休業（介護休業）の取得要件の緩和、介護休業の分割取得、介護のための所定外労働の制限制度の新設、介護休業の対象となる家族の範囲の拡大などとなっている。今号では、今回の法改正の背景・経緯、主な改正ポイントなどについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課に解説してもらった。今回紹介する育児・介護休業法（一部、男女雇用機会均等法）の改正部分は、平成29年1月1日施行となっている。

(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>②② — 24

有期雇用社員の無期転換制度に 勤務地限定・職務限定の社員区分を新設

～三井住友海上火災保険株式会社～

三井住友海上火災保険では、全社員の4分の1を占めるスタッフ社員（有期雇用）がサービスの品質・生産性向上・競争力の源泉となる業務を担っている。スタッフ社員の定着と成長を図るため、「働きがい・やりがいを高める仕組みづくり」「育成環境の整備」「キャリアアップのための制度の整備」に取り組んできた。従来の地域社員（転居転勤なし・部門間異動あり）への転換制度に加え、アソシエイト社員（転居転勤なし・部門間異動なし）の社員区分を新設し、スタッフ社員の無期転換の選択肢を広げた。

●解釈例規物語⑧⑥ ————— 33

第37条関係

深夜割増賃金を含んだ所定賃金

(中川恒彦)

●NEWS ————— 1

(厚労省・新事業の28年度実施分を近く決定) 正社員雇用を創造する地域の取組みを支援/ (28年6月現在の高齢者雇用状況) 65歳以上定年企業が前年比0.5ポイント増の16%/ (厚労省・25年3月卒業者の状況) 大卒は32%、高卒41%が卒業後3年以内に離職/ほか

●労務資料/平成27年 転職者実態調査
結果① ————— 44

今後3年間で 「転職者の採用予定ある」53%

～事業所調査～

(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル⑩⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●わたしの監督雑感 愛知・一宮労働基準監督署長 鹿島篤 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

社会保険	〔複数の会社で勤務する場合〕社会保険の手続きは	48	社労士・岡田奈巳
労務一般	〔抗議デモの写真が社員がSNS掲載〕自粛を求めることは	50	弁護士・加島幸法
労働基準法	〔一定期間の勤務で返還義務免除の貸付金〕返還義務ないのか	52	弁護士・荻谷聡史